

## 平成27年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

- 1 日時 平成27年8月28日(金) 午後7時00分～午後8時30分  
場所 小田原市役所 全員協議会室

### 2 出席者の氏名

精神科医	南	達	哉
弁護士	田	代	宰
臨床心理士	小	倉	直子
学識経験者	嶋	崎	政男
社会福祉士	芦	田	正博

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

教育長	栢	沼	行雄
教育部長	内	田	里美
教育部副部長	露	木	幹也
教育総務課長	柏	木	敏幸
教育指導課長	市	川	嘉裕
指導・相談担当課長	石	井	美佐子
教育指導課指導主事	宮	坂	宗篤

#### (校長会)

小学校長会代表	田	中	誠
中学校長会代表	濱	野	顕彦

#### (事務局)

教育総務課総務係長	高	瀬	聖
教育総務課主事	李	冷	一

### 4 議題等の概要

- (1) 小田原市におけるいじめ問題の現状および取組みについて
- (2) いじめ未然防止のための今後の課題について
- (3) その他

(委嘱状交付)

栢沼教育長…皆さんこんばんは。教育長の栢沼でございます。本日は、「小田原市いじめ防止対策調査会」の第1回会議に、ご多忙の中お集まりいただきまして本当に有難うございます。会議に先立ちまして、委員を委嘱させていただきました皆様には、今後本調査会へのお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様ご存知のとおり、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、滋賀県大津市の中学生がいじめを苦に自殺した事件をきっかけとして成立したのですが、この法律を基に、国、地方公共団体、学校、保護者それぞれの責務を定め、いじめの防止等のための施策を策定することが義務付けられました。

本市としましても、平成26年12月に「小田原市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、同年度中に、すべての市立小・中学校で「いじめ防止対策のための基本的な方針」を定め、「いのちを大切にす小田原」の推進のため、具体的な取組みを進めているところでございます。

ところが残念なことに、先月、岩手県矢巾町の中学2年生が自ら命を絶つという事件が発生いたしました。

児童生徒がいじめを苦に、自ら命を絶つということは、決してあってはならない極めて遺憾なことであり、本市でも夏休み直前の7月14日付けで、各学校に対しまして、いじめ防止の取組みの一層の徹底について、改めて周知したところでございます。

また、今月13日に大阪の高槻市で発生した中学1年生2人の殺害事件では、詳細はまだ不明ですが、親にしてみれば、携帯電話を持たせていれば子供がどこにいても連絡が取れるだろう、という安心感が意識の片隅にあったのではないかと感じますし、中学生が深夜あるいは早朝に歩いていても、不審に感じない、気が付いても声をかけない現代社会の状況が、そこにはあるのではないかと思います。

携帯電話やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの普及により、気軽にコミュニケーションを楽しめる時代になりましたが、その一方で、子供たちの間でも、ラインやツイッターなどが原因で、トラブルやいじめが発生することも多くなっております。

ラインやツイッターは、参加しているものだけのクローズド・コミュニケーションであり、問題が発生していても、教員や保護者、周囲のひとたちが気付きにくい性質があり、子供たちの見守り方についての大きな課題であると考えております。

いずれにいたしましても、こうした諸課題に対しては、学校だけで解決できるものではなく、家庭や地域の方々、関係諸団体の皆様と学校が一体となって、社会総がかりで子供たちの命を守り、安心して生活できる学校、地域社会にしてい

くことが求められております。

本調査会では、小田原市いじめ防止基本方針に基づき、皆様には、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行っていただきますとともに、重大事態が発生した際の調査をしていただくことが主たる目的となっております。

どうか、それぞれの専門的な見地から、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

本日は、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(各委員自己紹介)

(資料確認)

露木副部長…それでは、この調査会の組織、運営等について定めました「小田原市いじめ防止対策調査会規則」および「小田原市情報公開条例第24条抜粋」について、事務局から説明いたします。

お手元の資料「小田原市いじめ防止対策調査会規則」および「小田原市情報公開条例」の抜粋を御覧いただきたいと思います。

教育総務課長…それでは私から、「小田原市いじめ防止対策調査会規則」及び「小田原市情報公開条例第24条」について、説明をさせていただきます。

お手元の資料、先ほどご案内いたしました「小田原市いじめ防止対策調査会規則」と「小田原市情報公開条例」の抜粋を御覧いただきたいと思います。まず、本調査会は、この「小田原市いじめ防止対策調査会規則」第2条にありますとおり、所掌事務を2つ有しております。まず、第1項にありますとおり、「小田原市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上に関する事項」。それから、第2項でございしますが、「市立の小学校又は中学校で発生したいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項」でございします。本日はこの第1項の案件という形で会議を開催させていただいております。

続きまして、第4条でございしますが、会長及びその職務を代理する者についての選考方法等について定めさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ第7条になりますが、こちらは、委員の守秘義務について定めたものでございします。

続きまして、会議の公開について、説明をさせていただきます。

本調査会の公開につきましては、規則の定めはございませんが、小田原市では情報公開条例第24条の規定に基づきまして、原則、公開とする旨を定めております。

本日の議題のような場合には、特に非公開する案件には該当しないということで、公開させていただきませんが、個人情報等を扱う場合には、非公開とすることが出来ることとなっております。第2項の規定にあります、重大事態が発生した場合の調査につきましては、個人情報を取り扱うこととなりますので、非公開という形で会議を開催させていただくという形になりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

露木副部長…説明は以上ですが、只今の説明について、質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に進めてまいります。

(会長・職務代理者選任)

露木副部長…それでは、会長には、嶋崎政男委員に、会長の職務代理者には、芦田正博委員をお願いしたいと思います。はじめに、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

嶋崎委員…ただいま皆様からご支持をいただきまして、ありがとうございます。一生懸命会長としての職務を遂行したいと思っております。

先ほど所掌事項の説明がありましたが、大きく2つあるうちの1つ、重大な事態については、出来ればこの小田原からはそれによってこの会が開かれることがないようにしたいと思っております。万が一の場合にはやはり、公平性と中立性を厳守して皆様と一緒に議論をしていきたいと思っております。2つ目の点である、いじめの全般的な調査・研究にあたることでございますが、この点につきましては、今日お集まりの皆様の専門性と自立性を生かしていただいて、貴重なご意見をいただければと思っております。大きな目標といたしましては、小田原のこの地からいじめの問題を起こさないことは言うまでもありませんが、むしろ、この小田原の取り組みが参考になると全国の皆様に注目していただいて、小田原から発信するいじめ対策というものを目指せばいいかなと思っております。壮大な気持ちではございますけれども、皆様の力を得て、この任期を全うしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

芦田委員…会長の職務代理者という重責ではございますが、経験豊富な嶋崎委員のお力をお借りしながら、務めさせていただきます。先に嶋崎委員からもありましたように、いじめによる重大事案はあってはならないという思いで知恵を出し合っていたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

露木副部長…ありがとうございました。それでは、この後の会議の進行につきましては、調査会規則第5条の規定によりまして、議長を会長にお願いしたいと思います。嶋崎会長、よろしくお願いいたします。

嶋崎委員…よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。まず最初に、議題（1）小田原市におけるいじめ問題の現状および取組みについてですが、資料1-1小田原市いじめ防止基本方針、および資料1-2小田原市が実施するいじめ防止のための措置、この2点について、併せて事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長…それでは、資料1-1小田原市いじめ防止基本方針、および資料1-2小田原市が実施するいじめ防止のための措置について、簡単に説明をさせていただきます。

先ほど教育長からお話ございましたとおり、小田原市のいじめ防止対策につきましては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、25年度中に、すべての市立小・中学校におきまして「いじめ防止対策のための基本的な方針」を定めたところでございます。また、教育委員会におきましては、関係各課と調整を図りながら、これまでのいじめ防止や指導のあり方等を整理し、平成26年12月にとりまとめたものが、資料1-1の小田原市いじめ防止基本方針でございます。

2ページから5ページにお示ししてあります、総論部分を説明させていただきます。いじめは、すべての子供に関わる問題であるとともに、社会全体で取り組むべき、大人全員が当事者意識を持って取り組むべき課題であると位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決、家庭との連携、関係機関との連携、地域との連携について、それぞれ、考え方を示させていただいております。

具体的な取組みにつきましては、資料1-2小田原市が実施するいじめ防止のための措置で説明させていただきます。まず、いじめの未然防止のための措置でございますが、各学校において設置しております、いじめ防止対策委員等、これは各学校において名称を定めておりますが、こちらにおきまして、具体的な取り組み内容を児童・生徒や保護者に周知するとともに、各学校におけるいじめ防止基本方針の見直しや、教職員の研修、意識啓発等を実施いたしております。

また、教育委員会が設置する支援チームやいじめ問題対策連絡会との連携を図りながら、未然防止に取り組んで参る形となっております。

なお、いじめ問題対策連絡会、こちらは、学校代表、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、関係機関・団体等をメンバーとして構成してございまして、主に、いじめ防止等に係る関係機関相互の連絡調整を図るほか、それに関

わる情報の共有や協議等を行う場とさせていただいております。こちらは、既に7月29日に開催をしております。その結果等につきましては、後ほど意見を取りまとめたものをご報告させていただきたいと考えております。また、本調査会につきましては、いじめ問題対策連絡会と相互に連携を図り、情報を共有しながら、よりいっそう効果的ないじめの未然防止対策に努めて参りたいと考えております。

続きまして、《2》いじめの早期発見・早期解決のための措置につきましては、児童・生徒や保護者等から様々な形で情報を受け取れるよう、学校は基より、教育委員会あるいは各種相談機関におきまして、相談等の受け入れ態勢を整えているところでございます。学校では、いじめの発見、訴えや通報を受理した場合には、先ほど申しました、いじめの防止対策委員会等を直ちに開催し、情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定を行い、該当する保護者等との連携を図るとともに、関係機関からの支援・協力等を受けることとなります。

次に、《3》重大事態への対処でございます。こちらは、先ほど会長や職務代理人からもお話がありましたとおり、あつてはならない、起こしてはならないことではございますが、万が一起きた場合には、学校から報告を受け、児童・生徒や保護者から通報や相談があった場合に、本調査会を開催し、当該事案の調査を行うとともに、結果を市長に報告することとしています。

恐れ入りますが、資料1-1の15ページをご覧くださいと存じます。こちら重大事態発生時の対応についてのスキームを示させていただいております。これは下から上に上がるような図となっておりますが、まず、重大事態が発生した場合には、学校におきまして、正確かつ迅速に事実の確認を行い、直ちに教育委員会に報告が出されることとなっております。そして、報告を受けた教育委員会では、その状況を十分に把握した上で速やかに市長に報告をするという形になります。

教育委員会と学校のどちらで調査を行うかというのがありますが、学校が調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会等常設の組織を母体として、外部から第三者の人材等を求め、調査の公平性や中立性を確保しながら、調査を実施していくこととなります。

また、教育委員会で調査を行う場合には、学校主体の調査では重大事態への対処に十分な結果を得ることが難しいと判断した場合、また、学校の教育活動に支障が生ずる恐れがある場合等と考えておきまして、その場合には、本調査会において調査を実施することと考えております。いずれの場合におきましても、調査結果につきましては、市長への報告をすることとなります。この報告を受けた市長は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定によりまして、重大事態に対処、同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合には、再調査を行うことが出来ることとなっております。

この場合には、本調査会とは別の組織を市長が設置をしまして、再調査を行うこととなります。この再調査を行った結果につきましては、市議会への報告を行うこととなっております。なお、この重大事態の定義につきましては、いじめ防止対策推進法の定めるところにより、いじめ防止基本方針に定めておりますが、具体的には、様々な事態が重大事態という形で括られるケースがあるかと思えます。それにつきまして、ぜひ皆様方のご所見をお伺いさせていただければと、こちらはまた後ほど議題の中で提案させていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

嶋崎委員…どうもありがとうございました。ただいまの説明の中で、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。それでは続きまして、資料1-3小田原市のいじめの現状について、事務局からご説明いただきたいと思ひます。

教育指導課長…それでは、私から、資料1-3小田原市のいじめの現状について説明させていただきます。まず、(1)といたしまして、平成21年度から平成26年度の本市におけるいじめの認知件数を小学校と中学校に分けて示したものでございます。これは、文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に対する本市のいじめ認知件数の調査結果となっております。

認知件数の増減のみでは、いじめ防止への取組みに対する評価は難しいところでございますけれども、いじめに対するアンテナを高くし、積極的に認知することで、早期に適切な指導を行い、解消していくことが求められていると考えております。

なお、平成26年度までに報告のあったいじめ事案につきましては、そのたびごとに校内の組織で対応し、指導等を行うことで、解消、もしくは一定の解消を見ているところで、対応が進んでいるところでございます。平成26年度の数値につきましては、速報値ということで、確定値にはなっておりませんが、参考に記載をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

次に、(2)といたしまして、「いじめの態様別の件数」を示してさせていただきます。

小学校、中学校ともに、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといった、言葉によるいじめの割合が高く、全国的な傾向と同様な状況でございます。また、教育長のご挨拶にもございましたが、近年、全国的にも、インターネットを通じたいじめの問題等が課題となっているところで、平成23年から平成25年にかけて、小中学校ともに「パソコンや携帯

電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」という項目が増加してきている傾向がございます。本市においても全国的な傾向と同様に懸念するところであるかと捉えております。

インターネット、ラインやツイッターなどを通じたいじめに関しましては、やはり表面化しにくいという部分がどうしてもございますので、認知件数には表れないレベルのトラブルというのも予想されるかと捉えておりますけれども、現状数値といたしましては、このような状況でございます。説明については以上でございます。

嶋崎委員…ありがとうございます。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

私のほうから一点よろしいでしょうか。年度は最新のもので結構なのですが、解消率はどうのようになってますでしょうか。

教育指導課長…解消もしくは一定の解消の数値は100%となっております。

嶋崎委員…ありがとうございます。

委員の先生方、私が今ご質問させていただきたいじめの解消について、解説の中で「一定の解消」とありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。このあたりの区別等を伺いたいと私は思うのですが。

小倉委員…教えていただけるとありがたいです。

教育指導課長…解消につきましては、問題が解消され、問題なく生活が行われていることとなります。一定の解消と申しますのは、その問題についてはクリアできましたが、どうしても人間関係ですので、全てが全面的に解消できたわけではないけれども、お互いに歩み寄る中で生活が改善されて、その問題についてはクリアになりましたという捉え方をさせていただけると分かりやすいと思います。

嶋崎委員…ありがとうございます。解消率が非常に高いといたしますか、完璧ですね。大変すばらしい結果だと思います。

小倉委員…他の市町村では、一回解消したとしても、ただ入れ替わり立ち代わり、いろいろな形で同じ人が関わっていたり、同じようなことが起きたり、通年で継続していく形があるかと思うのですが、それらも確認できるような調査はされていますか。

事務局…資料1-3のデータに関わる調査につきましては、年に一回の文部科学省によ



る調査でございますが、それ以外にも、年に数回短いスパンで神奈川県が行っている調査があり、その中で経過についても確認をしています。

嶋崎委員…ありがとうございます。その他いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、次の議題に移りたいと思います。次は資料の1－4各学校でのいじめ問題への取組みについて、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育指導課長…それでは、こちらから説明させていただきます。各学校でのいじめ問題への取組みについて、資料1－4をご覧ください。各校の組織の名称、実施回数、構成員、等を各校のいじめ防止基本方針がございますので、そちらから抜粋をさせていただいたもの、また、神奈川県「いじめ問題に係る点検・調査」を秋に実施しており、そこから集約させていただいたものをまとめさせていただいたものでございます。各学校では、いじめ防止対策推進法第22条で定められたとおり、校内に常設の組織を設置している状況です。

各校のいじめ対策委員会等では、具体的な事案について対応を検討することが多いのですけれども、保護者からの相談でありますとか、そのような事案の検討・対策等についても話し合いを行っているところでございます。また、いじめには至っていなくても、心配される内容、また、配慮が必要な児童・生徒の対応、学級・学年で気になる状況等につきましても情報共有し、いじめを未然に防止したり、小さな情報を職員間で共有し、困っている児童生徒を見逃さないというような体制をとり、いじめの積極的な認知につながったりしているという取組みをしてございます。また、YP（横浜プログラム）検査の結果をもとに配慮が必要な児童生徒について情報を共有し、学校としての見守る体制を作る等、学級作りに生かすような意味で、この会議を生かしているような状況もございます。そのような工夫の中で未然防止に努めている学校もございます。

今回挙げました各校のいじめ対策委員会等の回数は、定例の会議数というような形で回答しているところを拾い集めさせていただいたもので、回数にばらつきはございますけれども、これ以外にも心配事がある場合には、会議を開かせていただくというような状況がございます。また、この対策委員会等とは別に、児童生徒に関する情報を共有する機会を持つ学校も多くございます。実状に応じまして、いじめ防止に向けての取組を各校行っているところでございます。

右側のアンケート調査については、各学校が子供たちにどのようなアンケートを何回程度実施しているかを集約したものでございます。回数方法等は学校によって様々なところございますけれども、アンケートの内容や取り方、タイミング等含めまして、検討を重ね実施をしている状況でございます。

このように学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための措置を基本方針に基づき、組織を中心として効果的に進めているというような状況でござ

います。

この表につきましては以上のような説明となります。よろしくお願ひいたします。

嶋崎委員…ありがとうございました。ただいまの説明に対してのご質問をお受けしたい  
と思います。いかがでしょうか。

南委員…これ、回数は年間の回数ですか。

教育指導課長…そうです。アンケート調査等も含めて。

芦田委員…アンケートについて2点質問があります。

1つは、アンケートの内容について、ある程度の雛形が教育委員会の方である  
のか。

もう1点が、このアンケートによっていじめが発見されたという前例があるか  
と思うのですが、この場で共有できるような前例を1つだけ教えていただきたいで  
す。

教育指導課長…雛形等は特にお示ししているところではございませんので、各校で子供たちの  
状況によって作っているところがございます。学校により大きな変化があるわけ  
ではありませんが、こちらから提示しているというものではございません。記名  
無記名につきましても、子供たちの状況やタイミング、内容によって変わって  
くるので、各校が工夫して先生方が話し合う中で形を作っているというものでござ  
います。

いじめの発見については、アンケートからいじめを発見していく部分もござい  
ます。本人から出る場合もありますが、周りの子供たちから声上がるような例  
もございます。当然それ以外にも、先生方の見取りから、または子供たちや保護  
者からの訴えから、または、アンケート以外にも、先生方が子供たちと面談しま  
したり、個人ノートなどから拾い上げたりしたものもございます。

露木副部長…今日は小学校長会と中学校長会の代表の方にもおいでいただいているので、現  
場の方からも説明いたします。

濱野校長…中学校長会を代表して参りました、小田原市立酒匂中学校の濱野と申します。

本校では、年間4回のアンケートがあります。そのうち2回は学校が主体とな  
って記名式のアンケート、「思いやりアンケート」を行っております。生活の様  
子も含めたものなので、いじめに特化したアンケートではありませんが、例えば  
嫌な言葉掛けをしたか、されたか、思いやりのある言葉掛けをしたか、された

か、そういう生活面も含めたアンケートを行っています。嫌な言葉掛けが継続してある等と回答した生徒には、個別に放課後に面談を行い、いつ頃からどういふことがあるのか、今はどうなのかを担任が聞き取りをし、今解消出来ているのか、まだ平行線ならばこれからどうしようかというところで活用しています。

無記名の2回については、生徒会役員が主体となって、思いやりがない言葉はどのようなものなのか、どういうことが普段から言われているか、そこで挙がる嫌な言葉を撲滅していこう、そういうことを全校集会の中で、こういう思いやりのない言葉掛けが多いからこれをゼロにしていきたいと思います。他にも生徒主体のいじめをなくしていこうという運動を並行してやっています。

田中校長…小学校長会を代表して参加しております、東富水小学校の田中です。よろしくお願いたします。本校では、年間4回アンケートを実施しております。6月、9月、12月、そして2月です。4回のうち2回はYPアセスメント、もう2回がいじめに特化したアンケートです。項目は、例えば「毎日安心して生活できていますか」という質問に対して、「いつも安心して生活できています」「ほとんど安心して生活できています」「安心して生活できない日々がある」「ほとんど毎日不安である」といった4段階で評価して、実際、「ほとんど毎日不安である」という回答もありました。そういう場合には、本人と直接話をしたり、三者面談のときに、保護者を交えてアンケートの中身について話を聞いたりし、今後の取組みについて相談をしています。実際、何が嫌なのかということと、日々の学級生活の中で何を我慢しているのかというようなことがアンケートからは読み取れます。

嶋崎委員…ありがとうございました。他には委員さんいかがでしょうか。

田代委員…アンケート結果の共有はどの程度教員間でされているのでしょうか。先日の矢巾町の事件では、担任の方が抱えてしまっていたという事例もあるので、どの程度共有状況が出来ているのか教えていただきたいです。

教育指導課長…アンケートを調査した場合には、その学年集団やいじめ対策委員会で常に共有することが前提になっております。そのため、矢巾町の事案については非常に不思議であるという認識を教育現場は持っているところだと思います。当然そのための組織作りをして、情報交換をしているので、日々の活動の中で目に付いた点も共有するので、アンケートをやれば当然共有するというような姿勢で学校は取り組みをさせていただいていると捉えていただければと思います。

嶋崎委員…ありがとうございました。それでは次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。次の議題は、議題2いじめ未然防止のための今後の課題について

て、ということでございますので、まずは資料の説明からお願いできればと思います。事務局の方、よろしくお願いいたします。

教育指導課長…お願いいたします。それでは、私から、「議題2 いじめ未然防止のための今後の課題」として、資料2 関係諸団体等からの主な意見について、説明させていただきます。

いじめ問題については、これまで、各学校、および地域ぐるみの教育推進懇談会などにおいて検討を重ねてきたところでございますが、平成26年度には、「小田原市いじめ防止基本方針」の策定のため、様々な関係所管や関係する12団体から意見聴取を行うとともに、基本方針に対するパブリックコメント等も実施したところでございます。

資料2については、こうした基本方針策定後に開催した2つの会議、「平成26年度第2回地域ぐるみの教育推進懇談会」「平成27年度第1回小田原市いじめ問題対策連絡会」での意見等を記載させていただいたものでございます。

まず、(1)として、「いじめ問題に対する地域のセーフティネットづくり」ということですが、1つ目に、「いじめ問題は、学校・家庭・地域を巻き込み、一体となって取り組み、それぞれの活動がつながっていくことが大切であると思います。学校とは違った目で、子供たちを見守り、細かなアンテナを張っていくことで、未然防止を図るとともに、緊急時には、連絡が取りやすい関係を作っていくことが求められていると考えております。これは、学校職員もおりますし、地域の方もいらっしゃいますし、関係団体の方もいらっしゃいますし、その方々から出た意見をまとめさせていただいたものでございますので、このような表記になってございます。

次に(2)として、「地域のセーフティネットからこぼれる保護者等への対処」として、各団体の啓発活動や取組みに参加していただいたり、自治会やPTA等に参加していただいたりしている保護者にはアクセスしやすいが、これらの活動に参加できない家庭にこそ、しっかりとアクセスしていくことが課題だというご意見が出てございます。

次に、(3)として、「いじめ未然防止アピール」についてですが、以前から、家庭や大人、保護者に対して、誰が、どのように、啓発をしていくのか、子供たちは学校という母体もございまして、家庭という場所もあるのですけれども、地域の方や大人の方にどのようにアピールしていくのが課題になってございます。やはり、なかなか、十分な対応ができていないという状況がありまして、引き続き、いじめ問題に対する啓発・アピールを続けていく、また、少し少しの力を集約して市・県・国レベルで、という意見もいただいているところでございます。

次に、(4)として、「ラインやインターネット等による新しいいじめの形態への対処」という課題もございまして。

最近では、先ほどお話をさせていただきましたように、インターネット上のライン等を発端とすることが多く、問題が生じております。地域の方々も踏み込めない状況でございますし、保護者自体も踏み込めないという状況も見える場面もございます。大人側の知識も、なかなか子供たちのスキルに追いつかない状況もございます。教育長のご挨拶にもありました「クローズド・コミュニケーション」であるという捉えが出来ることから、いじめ等がますます顕在化しにくい状況となっております。これに対しては、小さいうちから、情報モラル教育やサイバー教室等を意識して取組むとともに、子供にスマートフォン等買い与える保護者が危険を認識していない現状に対する各家庭への啓発が必要だというご意見がありました。

(5)として、「学校でのいじめの認知」ということで、先ほどの説明にもありました学校のいじめの認知ということで、いじめキャッチのためのアンテナを高く保ち、積極的に指導をしていく、情報を共有していくことが大切であるというご意見が出されています。

(6)としましては、「いじめ問題を取り扱う会議のあり方」として、いじめ問題に特化した会議を、スクールカウンセラー等の専門職の方も入っていただく中で、情報交換をしていこうというような動きも出始めているところでございます。組織として正式な会議を開くことが大切であるという意見の一方で、学校で何か問題が起きた時に、迅速に、関係する子供を知る先生等が集まり、小さな会議やミーティングがいくつも出来れば、きちんとした会議に子供がかけられ、加害者と被害者という立場に子供が置かれてしまうことを避けることができる、というご意見もありました。

それぞれのいじめ問題の状況に応じて、柔軟に対処していく必要があるということでご意見をたくさんいただいたところでございます。

以上が、最近、実施したいじめ問題についての関係諸団体から出た意見の抜粋のご説明となります。

嶋崎委員…ありがとうございました。ただいまのところのご質問がありましたらお願いいたします。ここは質問というよりもそれぞれの委員さんのご意見をいただいてよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

ご意見をいただく前に一つ委員の皆様をお願いをしておきたいのですが、本日は限られた時間でございますので、こういった具体的なことでこのような対応をとった結論を出すのは無理でございます。次の会議までの期間は空くと思いませんので、その間にぜひ事務局の方にもこの辺を調べておいて欲しいとか、この辺は自分自身の宿題にしたいとか、そういった視点からもお話をいただけると大変ありがたいと思います。少し制約を付けてしまいましたが、どうぞご遠慮なく意見をいただけたらと思います。

小倉委員…ラインとかツイッターとかの対応をどうしているのかについては、やはり学校が全てを把握するのは無理だろうとは思っています。また、ラインが駄目だから全部禁止にしましょうというのもやはり無理がある。例えば9時以降はやめましょうということは出来るかもしれませんが。ただ、ライン等のネット関係も悪いことばかりではなく、救われる情報に繋がることもたくさんあって、例えば数日前の鎌倉市の図書館の件（※鎌倉市図書館がツイッターで「学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、図書館へいらっしやい」という旨の発言をツイッターで行い話題となった）も、私は別のSNSで見えたら、娘も「LINEのタイムラインに載ってたよ」という話をしていました。他にも、例えば「このサイトに行けばいじめの対応方法がたくさん書いてあるところがあるね」とか「こんな風に自分の思いを吐き出せるところがあるよ」というような、上手く使うため、あるいは、ストレスを受け止めてくれるところがあるよっていうのも、ラインとかSNSの中で、こういうのがあるよっていうのを先生が子供にアピールしていくことも出来るのかなと思いました。

南委員…情報モラル教育って日進月歩でとても難しいもので、私たちも実は病棟でやったりもしているのですが、誰か詳しい人間がいないと苦労してしまうのです。学校は、個々の学校の先生方が内容を聞いてやっていたらいいのかな、何か統一したものが市であるのか、あるいは文部科学省が何か出しているのか、そういうものがあるのでしょうか。

教育指導課長…携帯電話やスマートフォンにつきましては、本市としましては、基本的には必要ありませんよという案内は年度当初に文書としてはお出ししています。ただ、それは今の時代なかなか難しいところがございます、それはもうご家庭の判断に委ねるところもございますけども、その通知文等については文部科学省からも、小学生中学生の段階では必要はないのではないのでしょうかというのは学校を通じて出されております。各校は携帯電話教室でありますとか、情報モラル教育の講座を、それぞれ、市として一定のものを出しているわけではございませんけれども、民間の電話会社さん含め、警察の職員の方も含め、いろんな教室を実施しているところがございます。全校集会でありますとか、PTAの方も入っている中での教室でありますとか、様々な実習をしているところとして、職員が対応するものもありますけれども、外注という形で専門の方に安全な使い方、便利な使い方、有効な使い方を教えていただく教室を実施している学校がほとんどです。

田代委員…インターネットを使った場合は新しい形態と言われてはいるのですがけれども、ただ、やっていることは結局昔と変わってはいないというところは、皆さん多分認識されていると思うので、そこをちゃんと教えていくということをもっと重

点に置いた方がいいのではないかなと思います。新しい形態なのでそれを知っておくということも大事ですが、結局そこでやっているのは悪口であったり仲間はずれであったりと、昔とやり方は変わっていないので、結局そこを何とかしていくところを重点にして考えた方がいいのではないかなと。もちろん新しい形態のこういうところがいじめに繋がるよということをやすることも大事だとは思いますが。

芦田委員…(2)のセーフティネットからこぼれる保護者については、私はスクールソーシャルワーカーでございますので、いじめに限らず、私たちの仕事の範疇に一番入ってくる方々なのかなと思います。いじめに特化しない部分ではございますけれども、スクールソーシャルワーカーの課題でもありますので、どういう形でこういう方々と関わっていくのか、私自身実践をしながら検討していかなければならないかなと思いますので、こちらは宿題にさせていただければと思います。

もう1つ、項目の(5)について、これは小田原市だけの問題ではないと思うのですが、「いじり」がいじめの機会を与えてしまう。「あいついじられキャラですからいいですよ」という言い方をされた先生が実は結構いらっしゃることに正直危機感を持っています。私も「先生、申し訳ないのですが、いじりはいじめなので、いじめとして指導していただけないですか」とお声掛けして問題を解決してきました。現場の先生方への啓発というのも、市教委さんのお役割の部分なのかなと。

嶋崎委員…教師への啓発ということですが、私も一言言わせていただきますと、この夏数百人の先生方とお会いしていじめの定義について聞きましたけども、正解者は本当に一握りでした。物理的・心理的攻撃という言葉が行為という風に変わったのはとても大きな意味があるのですが、ほとんどの先生方にご存知なかったです。これは要望ですが、各学校のいじめ防止基本方針の中身の良さを他の学校にもお知らせしてあげる、そんな活動もしていただければ有難いと思います。

続きまして、田代委員に質問なのですが、各学校でいじめ防止基本方針を作り、保護者等への周知徹底をしたわけですが、これを守れなかった場合に恐らく保護者から約束を守っていないじゃないかという話があるかと思いますが、法的に何か引っかかってしまうようなことはございますか。

田代委員…あくまで「方針」という形にはなりますので、裁判まで考えたときに、守れなかったというところはあるかもしれないけれども、やはり「方針」だからあくまで努力ですよというところで落ち着くのではないかなと思います。

嶋崎委員…努力義務でよろしいですか。

田代委員…はい。解釈としては恐らくそういう風な形になるのではないかと。もしかしたら方針の定め方にもよるかもしれないので、逐一文言を確認していく必要が出てくるのかなと思います。

嶋崎委員…その点も是非お願いしたいと思うのですね。要するに、出来ないことを方針の中に書いていないかという、この辺りは、法的には安心しましたけれども、やはり市民の信頼を得ることが大事かと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

今のような形で事務局にお願いしたいようなこともこの時間に入れていただければと思います。いかがでしょうか。

田代委員…告知みたいなものになってしまうのですけれども、いじめ未然防止のアピールに関わってくると思うのですが、弁護士会の取組みで「子供の権利委員会」といういじめも扱う委員会があります。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、この委員会が行っている「いじめ予防授業」というものがあります。現在東京を中心に行っているのですが、学校とかに行って弁護士が教壇に立って、いじめの事例を使い、被害にあった場合にどういう風なことをすればいいのか話すという授業をやっています。現在、神奈川県でもやろうという動きがあり、今事業案を委員会のメンバーで作っておりまして、恐らく秋ぐらいには各学校さんにこういうのをやりますと発表が出来るのではないかなというところまでできております。いじめ未然防止のアピールとしてこういったものもあるというのをご存知いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

小倉委員…各学校を回っていただけるのですか。

田代委員…弁護士の人数も限られておりますので、県内の弁護士でこの「子供の権利委員会」に入っている弁護士だと今のところ70～80人ぐらいはいるのですけれども、さらにいじめに特化しているとなると10名前後しかいないのですね。どこまで僕らで回せるのかも含めて制度を作っているところではあります。回っていく予定ではあります。

小倉委員…(6)でスクールカウンセラーも交えたいじめの会議を、とあります。各校の会議の中でスクールカウンセラーが入っているところと入っていないところとありますけれども、そういった未然防止の授業とかプログラムとか、あるいは先生方への研修も含まれるかもしれないのですけれども、実際にそのロールプレイさせたり、子供たち同士、グループワークで考えさせたりというところに、是非スクールカウンセラーも交えていただいて、例えば弁護士会がこうやっているところに



スクールカウンセラーも研修として入って、各校のスクールカウンセラーがそれを持ち帰り各校で実施するといった方法もあるのかなど。スクールカウンセラーに限らずかもしれませんが、各学校の先生等が各学校に広めていくことも出来るのではないかなど。

嶋崎委員…横の連携もこれからもっと大事になるということですね。

そのあたりも加味していただくとともに、これもまた要望になってしまうのですが、やはり、縦の連携といいますか、もちろん個人情報のこともありますけれども、お互いに縦の系列の中での情報交換もきちっとしていただけると、いわゆる縦軸と横軸の立派ないじめ防止の布が出来るのかなと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

今ご意見がありました、弁護士さんとスクールカウンセラーさんの連携のように、1つ1つを単独でやるのではなく、総合的に協力して取組むことを課題にしていいただければと思います。

南委員…個々のいじめのケースに関わることはあったのですが、対策という大きな枠組みの中で考えるのは初めてでして、いただいた資料を読んで勉強させていただいて来たというのが正直なところですが。包括的でそれぞれ仰せのことはごもっともなのですけれども、これを実行するのは相当大変だなと感じております。いじめはゼロにはならないですし、一定の数の中に収めるとか、一定の質の中で収まって極端なものにいかないことが大事なんじゃないかと思っていたのですが。子供たちへのいじめについての教育、いじめとはこういうものですよ、こういう影響を与えます、こういう行為もいじめになるのですよといった、個々のいじめが起きたときの指導ではなくて、いじめについての教育の時間というのは今の教育課程の中で担保されていらっしゃるのですか。

教育指導課長…担保と申しますとなかなか難しいところではございますけれども、当然、各学校も、また、生徒会活動の中でも非常にこれに重きを置いて取組んでいる学校もございまして、担保という言葉が適切かどうかは難しいところでございますけれども、非常にそこら辺の取組みは、目安箱のようなポストであったり、小学校だと「ちくちく言葉」と「ふわふわ言葉」というような表記をしながら、柔らかい言葉を張り出す中で、そういう啓発を図ったりですね、そのような取組みはたくさんやっているところですね。

小倉委員…それは皆さんで共有して、例えばこの学校の取組みがすごく良かったから、いろんな学校でやってみようみたいなこともやっっているところですか。

教育指導課長…その辺を一律に披露までは行ってないですけども、情報公開の中ではご紹介

しているところでございます。その辺も必要性はあると思っておりますので、職員研修の中でも、先ほど会長がお話されたように、提示していくことも必要なことだと考えております。

南 委 員…まとまった時間があってもいいのかなと思いました。

嶋 崎 委 員…先ほど事務局の重大事態の説明の中で、後ほどという言葉が聞こえたのですけれども、何かご発言がございますか。

教育指導課長…いじめ防止基本方針の中にも重大事態の捉え方について、命に関わる部分、身体に関わる部分、または財産に関わる部分、それと非常に長期に渡る欠席に至る部分というような書き方をさせていただいているのですけれども、具体的にこのぐらいだったらというような目安となるようなものを、専門の委員の皆様の中でお持ちである情報がございましたら、ご指導いただければという思いを持っております。

嶋 崎 委 員…小倉委員、こちらには大体30日ぐらいの欠席になりそうな場合とあるのですが、いじめられた子はどのぐらいの日数で図れるものなのですか。

小 倉 委 員…難しいと思います。30日も休んでいたらもう当然動いていますよね。多分、2、3日ならまだしも、1週間休むようだと、きっと何らかの形で動いてらっしゃるのではないかと思います。

嶋 崎 委 員…南委員、同じ質問になるのですが、このぐらい休んだら問題視した方がいいよ、気をつけた方がいいよということはございますか。

南 委 員…数日程度ですと、僕の場合は先生方と親御さんと話し合い、子供が登校するようになることがほとんどだと思います。30日とか、連続した不登校は重大な事態かなと思います。

嶋 崎 委 員…芦田委員何かご意見ございますか。

芦 田 委 員…やはり病院に行かなければならない状況であるとか、入院しなければいけない状態、また、財産に関わるカツアゲや、インターネットを使っての名誉毀損になるような部分はかなり大きな事態なのではないかなと思います。どこの線がと言うのはなかなか難しいとは思うのですけれども、そういったものがある時には、かなり重大なことでありと捉えて動かないと、被害者側の立場に立ったときに踏み外してしまうのではないかなと感じます。

嶋崎委員…ありがとうございます。

1つ伺っておきたいのですが、いじめ問題対策連絡会とこの調査会の所掌事項との関連はどうなっていますでしょうか。今後、いじめ問題対策連絡会と相互的な交流をしていく必要があると思うので、調査会の会議の回数をそちらと合わせたほうがいいのかと思いました。

他に皆さんから何か質問等ございますか。

小倉委員…今更素朴な疑問なのですが、重大事態が万一発生したとして、基本的には学校が最初に動きますよね。私たちは、その場合何をするのか。一応私たちは調査会という形になっていますけれども、例えば、直接子供とお話をしたり、保護者とお話をしたり、あるいは学校の先生に聞き取りを私たちがしたりということはあるのでしょうか。それとも、先生方が聴取されたものを会議で資料としていただいて、会議の場で調査をするという形なののでしょうか。

教育総務課長…調査会という名前ですので、当然、調査権限を持っておりますので、学校からこういう形で重大事態が発生しましたと報告を受けましたら、学校からの報告内容をまずはご検討いただきます。その中で、学校の聞き取りは十分ではないですということであれば、当事者あるいは関係者から聴取することも予定しております。

教育委員会の付属機関という形で調査権限を与えていますので、法的にも問題はないかと思えます。

芦田委員…県教育委員会の緊急支援チームと私たちの関係性をご説明いただけると有難いのですが。

教育指導課長…緊急支援チームについてはこの中に落とし込んでおりませんので、なかなか申し上げにくいところがございますけれども、カウンセラーやその他の子供のケアの部分で県教委からサポートをいただくということは生じてくるとは思いますが、先ほど教育総務課長から申したとおり、調査会の皆様には、調査本体のところの確認、客観性を持った判断をいただくというような役割になるのかなと捉えております。

嶋崎委員…ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

先ほど宿題なんて言葉を出しましたが、それぞれの委員の方で、課題を見出しただきながら、次回に繋げていければと思います。それぞれの委員がたくさん課題を抱えていらっしゃると思いますので、その辺りを次回にお話いただくということで、この議題は閉じさせていただきます。

次の議題（3）その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。特にないようですので、事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

教育総務課長…先ほどお話が出ておりました、この調査会につきましては、今年度は1回ということで本日のみの開催となっております。ただ、先ほど会長からもお話がありましたように、いじめ問題対策連絡会との相互調整や意見交換も必要ではありますので、来年度につきましては、回数はそちらと合わせるような形で開催していきたいと考えております。

また、あつてはならないことですが、万が一、重大事態が起きた場合には、その都度お声掛けをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

嶋崎委員…ありがとうございます。その他よろしいですか。

それでは、議事の方が滞りなく終了とさせていただきます。事務局の方に進行をお返ししたいと思います。よろしくをお願いいたします。

露木副部長…皆様ありがとうございました。今日様々な貴重なご意見いただきましたので、これを参考にして、これからの小田原市のいじめの未然防止に役立てていきたいと思っております。本当にありがとうございました。また、先ほど教育総務課長からお話がありましたけれども、万が一緊急事態があった場合には、お声掛けさせていただいて調査にあたっていただくこととなりますので、その際にはまたよろしくをお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。